



道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について
公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり
公示する。

令和 8 年 7 月 21 日

茨城県公安委員会委員長

白 川 洋 子



記

1 聴聞の期日

令和8年8月5日

2 聴聞の場所

水戸市笠原町978-6

茨城県警察本部2階 聴聞会場